平成２２年（フ）第６３２１号
大阪府茨木市南春日丘１丁目15番４号
破産者　平井　裕雄
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７６号
大阪市東成区東中本３丁目19番16号
破産者　中島　弘子
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８２号
京都府八幡市男山金振26番地５　セジュール男山203
破産者　藤田　継一
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９５８号
大阪府富田林市須賀３－９－25　レジデンス滝谷２棟202、住民票上の住所大阪府大阪狭山市金剛１丁目８番７号　107号
破産者　高本　大哲
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９７５号
堺市中区東山938番地２、開始決定時の住所堺市中区東山937番地３
破産者　松田　　武
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
大阪府柏原市安堂町７番23号
破産者　山下　　博
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３６号
大阪府羽曳野市野105－２、住民票上の住所大阪府富田林市錦織中１丁目９番９号　12
破産者　正工務店こと　田中　　正
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１９号
堺市南区赤坂台３丁９番17―208号
破産者　田島　由里
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７２号
広島市南区大州１丁目２番34―401号
破産者　山田　眞一
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７３号
広島市南区本浦町21番４－２号、開始決定時の住所広島市南区仁保３丁目31番36号
破産者　宮脇　貞夫
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７９号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地３　道営住宅Ｄ３―404
破産者　岡崎　洋栄
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６号
北海道白老郡白老町栄町３丁目３番34号
破産者　中尾　正義
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
北海道白老郡白老町栄町３丁目３番34号
破産者　中尾　初枝
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤5705番地
破産者　横山　三夫
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第５８号
茨城県常陸大宮市栄町1297番地１　レオパレスエテルナ204、住民票上の住所栃木県栃木市城内町２丁目23番21号
破産者　岸　　信夫
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７２号
栃木県小山市天神町１丁目３番10号、開始決定時の住所栃木県小山市天神町１丁目４番15号一徳ハイツパートⅢ225号
破産者　増田　嘉昭
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８５号
栃木県下都賀郡壬生町大字羽生田788番地２
破産者　清水　弘行
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１４０６号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28番地１ダイアパレス追浜503、開始決定時の住所横浜市中区伊勢佐木町４丁目121番地　ライオンズマンション伊勢佐木町403号室
破産者　水口幸四郎
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２００１号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目29番17号
破産者　片倉　正則
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部